

令和8年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ



助成率区分の変更について

助成率区分（引上げ前事業場内最低賃金額）について、以下のとおり見直しを行いました。

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4



1,050円未満	4/5
1,050円以上	3/4



申請コースの再編について

申請コースについて、以下のとおり見直しを行いました。

<R7>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数
30円コース	30円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
45円コース	45円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
60円コース	60円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1

<R8>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数※2
50円コース	50円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
		10人以上※1
70円コース	70円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
90円コース	90円以上	10人以上※1

※1 10人以上の上限額区分は、
特例事業者が対象

※1 10人以上の上限額区分は、
特例事業者が対象

※2 引き上げる対象労働者は、
雇用保険被保険者



申請期間と賃金引上げ期間について

申請期間と賃金引上げ期間について、見直しを行いました。

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

<申請例>

	申請日	賃金引上げ日	対象
例①	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日	対象！
例②	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金 発効日当日	対象外
例③	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年12月1日以降）	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日	対象外

賃金引上げに当たっての注意点

- 賃金引上げは、申請より後に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、申請後から発効日の前日まで引き上げていただく必要があります。
- 賃金引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の賃金引上げは認められません。
- 令和7年9月5日以降、地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要としていましたが、賃金引上げ後の申請は出来なくなりましたのでご注意ください。

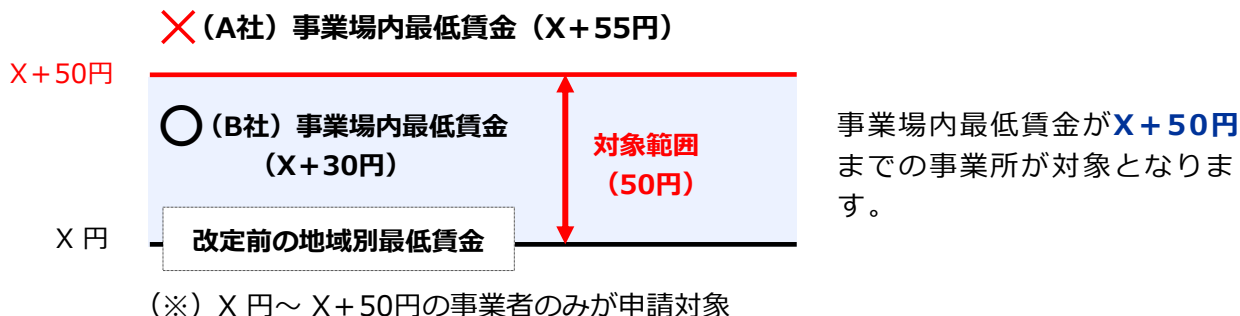


対象事業所の拡充について

対象事業所について、以下のとおり見直しを行いました。

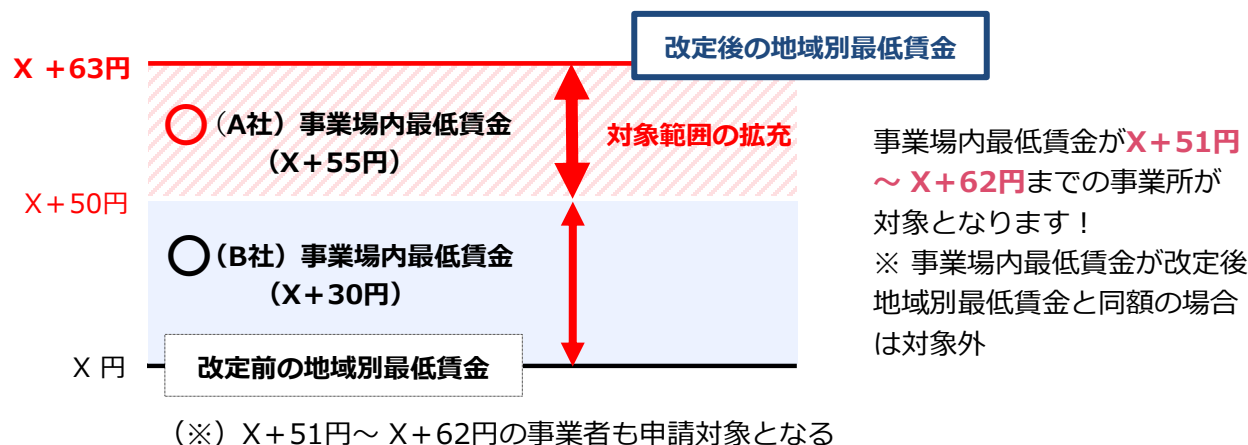
(※ 令和7年9月から引き続き実施するものです。)

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象



事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 $X+63$ 円 (引上げ額63円) の場合>



その他変更点

- 助成対象経費の特例となっていた自動車(特殊用途自動車を除く)は、助成対象外となりました。
- 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 9:00～17:00)